

別府市建設工事成績評定要領

全部改正 平成13年10月19日
別府市告示第113号
改正 平成23年5月31日
別府市告示第197号

(目的)

第1条 この要領は、別府市が発注する建設工事成績の評定(以下「評定」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として、1件の設計金額が130万円を超える工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、別府市建設工事検査要綱(平成9年別府市告示第35号)第2条に定める検査員及び監督員並びに担当係長とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表(様式第1号。以下「評定表」という。)に記録するものとする。

3 工事成績の評定は、工事成績採点表(様式第2号)により行うものとする。

4 受注者から工事における工事特性、創意工夫、社会性等、施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出された場合又は監督員の指示により工事の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出若しくは提示された場合は、これらを評価の対象とすることができる。

(評定の時期)

第 5 条 評定を行う時期は、検査員にあつては別府市建設工事検査要綱第 3 条に定める完成検査を実施したときとし、監督員又は担当係長にあつては工事が完成したときとする。

(評定表の提出)

第 6 条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当課長に評定表を提出するものとする。

2 契約担当課長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく契約担当者に評定表を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 7 条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定点通知書（様式第 3 号）により評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第 8 条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の情報提供)

第 9 条 契約担当者は、第 7 条又は前条第 2 項の通知を行ったときは、通知を行った月の翌月末日までに評定結果を工事成績評定点一覧（様式第 4 号）により閲覧に供するものとする。

2 閲覧に供する方法については紙による閲覧方式とし、工事成績評定点一覧は契約担当課に置くものとする。

3 閲覧期間は、完成検査を行った日の属する年度の翌年度末日までとする。

(説明請求等)

第 10 条 第 7 条及び第 8 条第 2 項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により、契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、

工事成績評定点に係る回答書(様式第5号)により回答するものとする。
この場合において、必要と認めるときは、契約担当者は、別に定める別
府市建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、別に
定める。